#### 証券監督者国際機構(IOSCO)第36回年次総会の模様について

平成 23 年 4 月 17 日 ~ 21 日 -

証券監督者国際機構(IOSCO)の第36回年次総会が、平成23年4月17日(日)から21日(木)までの間、南アフリカケープタウンにおいて開催された。

IOSCO は、我が国の金融庁や米国証券取引委員会(SEC)など各国の規制当局を中心に構成されている国際機構であり、主に規制当局の意見交換の場として機能しているが、より幅広く市場参加者の見識・意見を取り入れ、国際的に調和のとれた包括的な証券市場の規制を維持・発展させていく観点から、本協会のような証券業協会や東京証券取引所などの各国の自主規制機関も、協力会員としてこの機構に参加している(別紙参照)。

IOSCO は、毎年春に年次総会を各国が持ち回りで開催している。年次総会では、代表委員会、理事会、専門委員会、新興市場委員会、自主規制機関諮問委員会等が、それぞれの構成メンバーを集めて開催されるほか、メンバー以外の一般参加者も対象にした公開セッションも催される。

本年の年次総会には、約90の国・地域から約450名が参加した。

今回の総会における主な成果と今後の課題、及び自主規制機関諮問委員会(SROCC)における主な協議事項は以下のとおりである。

#### 1. 主な成果と課題

今回の総会では、証券市場の規制改革が実施段階に移行する中で、IOSCO が G20 や金融安定化理事会(FSB)等の要請により機動的に対応するため、IOSCO の組織改革や資金基盤の強化が提案され、合意された。また、昨年のモントリオール総会時に改訂が合意された「証券規制の目的と原則」について、各国における実施状況を審査するための査定方法案が策定され、近くメンバー間の協議が行われることとなった。

また、公開セッションでは、プラヴィン・ゴーダン南アフリカ共和国財務大臣やロンドン・スクール・オブ・エコノミクスのジェフリー・ゴールデン教授らによる講演のほか、ハンス・フーガーヴォースト専門委議長(オランダ金融庁長官)、河野金融庁総括審議官、ラッセル・ルーブサー ヨハネスブルグ証券取引所 CEO、ジョン・コフィー コロンビア大学教授、クー・ホー・ホァン韓国金融市場協会(KOFIA)会長らが、「システミック・リスク対応における証券規制機関の役割」、「新興国における債券市場の育成」、「コーポレート・ガバナンスに関する最近の動向」、「投資者教育」についてパネル・ディスカッションを行った。

今回の総会において、IOSCO が発表した主な成果と課題は以下のとおり。

(1) 新業務戦略の下での組織改編と資金基盤の強化

前回のモントリオール総会で合意された IOSCO の 2015 年までの新たな業務戦略に基づき、

- 1)証券規制に関する国際基準設定機関としての機能の維持・強化、
- 2)システミック・リスクへの対応、
- 3)「証券規制の目的と原則」の実施促進、
- 4)情報交換等に関する多国間協力協定(MMOU)の実施促進

を図るため、組織改編と資金基盤の強化が合意された。

この結果、今後、理事会と専門委員会の統合(2012 年 5 月)、専門委員会の常設委員会と新興市場委員会のワーキング・グループの統合(同上)、調査部の創設(2012 年 1 月)等の組織改編に向けての検討が進められる。また、資金基盤の強化のため、2012 年以降の会費の増額とともに、加盟国(地域)の経済規模・所得水準によって負担を三分化し配分することが決定された。

(2)「証券規制の目的と原則」の注釈及び実施状況の査定方法(Methodology)の策定 1998 年に制定された IOSCO の基本指針である「証券規制の目的と原則」は二度に わたり部分的な改訂が行われていたが、金融危機の反省を踏まえ、昨年、システミック・リスク、格付け機関、ヘッジ・ファンド、監査法人の監督と独立、証券化商品等に関する 8 原則が追加されるとともに、その他既存の原則も改訂された。今回の年次総会中に開催された理事会において、改訂後の原則の注釈と実施状況の査定方法の見直し案が 合意され、近くメンバー間の協議にかけられることとなった。

#### (3) 多国間 MOU 等国際協力の実施促進

IOSCO の多数国間 MOU(IOSCO のメンバーである規制当局間のエンフォースメントにおける協力・情報交換のための多国間覚書: MMOU)について、IOSCO に加盟する 122 の当局のうち 116 が調印要件を満たし、もしくは調印のための国内法改正に合意したことが報告され、2013 年 1 月までにすべての当局が調印に至るよう求めることが決議された。

また、規制が不十分あるいは IOSCO に非協力的であった諸国(地域)とのコンタクトにも注力した結果、いくつかの諸国(地域)が IOSCO の MMOU への参加もしくは参加表明に至ったことが報告された。

#### (4)議長等の改選

本年は議長等の定例改選の年ではないが、本国当局の組織改編・人事異動に伴い、 理事会及び専門委員会の議長、副議長が以下のとおり改選された(いずれも任期は 2012 年春の北京総会まで)。

#### 理事会

議長: Ms. Maria Helena Santana (ブラジル証券監督委員会委員長)(新任)

副議長: Mr. Shang Fulin (中国証券監督委員会委員長)(再任)

専門委員会

議長:河野 正道(金融庁総括審議官)(新任)

副議長:Mr. Fernando Restoy (スペイン証券市場委員会副委員長)(新任)

#### (5)新規メンバーの承認

以下の正会員(1)、協力会員(2)の新規加盟が承認された。

- ・リヒテンシュタイン金融市場監督庁(正会員)
- ·北米保険業協会(協力会員)
- ·中国証券業協会(協力会員)

# 2. 自主規制機関諮問委員会(SROCC)における主な協議事項

各国の証券業協会や取引所などの自主規制機関がメンバーとなっている自主規制機関諮問委員会(SROCC)は、4月18日(月)にワーキング・グループ会合及び全体会合を開催し、IOSCOの理事会、専門委員会、新興市場委員会、専門委傘下の常設委員会(SC2、3、5)及び IOSCOの原則実施に関するタスクフォースの活動状況につき各議長もしくは代表から報告を受けたほか、次の事項を協議した。

# (1)ワーキング・グループにおける協議

SROCC において活動中の Regulatory Staff Training Working Group 及び Ahead of The Curve Working Group では、以下の協議が行われた。

## **Regulatory Staff Training Working Group**

本WGでは、規制機関が行う研修の教材作成、実施方法の検討を行っている。今回の会合では、昨年リオデジャネイロで開催された SROCC 及び新興市場委員会に加盟するメンバー機関の職員を対象とする第3回研修セミナーの結果を踏まえ、本年秋に台北で開催する第4回研修セミナーについて、主催機関となる台湾証券取引所がプログラムの内容及び近く開設を予定している専用ウェブサイトついて説明を行った。今後、各パネルのスピーカーの選定を主催機関、FINRA、本協会が中心になり、選定を進めることとなった。

また、2012年の第5回研修セミナーについて、トルコ資本市場仲介業協会 (TSPAKB)から同協会の主催によりイスタンブールで開催したいとの申し出があり、全会一致で了承された。

# **Ahead of The Curve Working Group**

本 WG は、証券市場に新たに発生している、又は発生する可能性のある規制上の問題点について検討している。

今回の会合では、各国の自主規制機関が検討・実施している、市場の公正性・ 効率性向上のための取組みについて情報・意見交換を行った。

# (市場構造の変化に関する問題)

カナダ投資業規制機構(IIROC)からは、Dark Pool に対する規制の検討状況、空売りに関するサーベイの結果(2008年後半の株価急落は空売りの影響によるものではない、アップティック・ルールは株価急落防止に効果的ではない、との結果が概観される由。)、カナダのように取引所とその規制機関が分離している市場での規制コストの負担のあり方、昨年5月の Flash Crash を踏まえた再発防止策の検討(市場全体及び個別株毎のサーキット・ブレーカーの設定等)が報告された。

また、ブラジルのボヴェスパ証券取引所は、同国における direct market access 及び high frequency trading の状況及びモニタリング・システムについて報告した ほか、ブラジル金融市場協会から社債市場の育成に取り組んでいることの紹介があった。

#### (日本における最近の動向)

本協会から、日本における規制に関する最近の動きとして、1)公募増資に伴う不公正取引の防止、2)店頭デリバティブに類似した複雑な金融商品に対応するための適合性基準、3)本協会のウェブサイトにおける個人投資家向け情報提供の拡充(インベスター・アラート等)について報告を行った。

## (自主規制に関するサーベイ)

トルコ資本市場仲介業協会(TSPAKB)から、同協会が中心になって行った自主規制機関の機能・役割に関するサーベイの結果が報告された(本サーベイは、SROCC が2007年に実施したサーベイと同内容であり、同サーベイに参加しなかった12機関に対して追加的に実施したもの。)

## (2) SROCC の活動方針

SROCC には、本協会のような協会タイプの自主規制機関のほか、取引所、投資者保護基金、清算決済機構、アナリスト認定協会など69の機関が加入している。これらメンバーの多様性を踏まえつつ、IOSCO の専門委等他の委員会、特にメンバーの関心が高い専門委の第2常設委員会(SC2)(流通市場の規制)、SC3(証券仲介業者の規制)、SC5(投資運用の規制)、IOSCOの原則実施に関するタスクフォース(ITF)等に対し、各メンバーの経験と知識を生かし積極的にインプットを行っていくとの方針

を確認した。

#### (3)新メンバーの紹介

前回の年次総会において加盟が承認された、アテネ証券取引所会員補償基金、中国投資者保護基金、インド MCX 証券取引所、国際取引所連合につき議長から紹介を行った後、当日会合に出席した中国投資者保護基金、インド MCX 証券取引所、国際取引所連合が各機関の概要を説明した。

## (4)中間会合の日程・場所

次回の SROCC 中間会合は、本年 10 月 31 日(月)に台北で開催すること(引続き 3 日間の研修セミナーを同時開催)が確認された。なお、次々回の中間会合は、同じく研修セミナーと合わせて、来年秋を目途にイスタンブールで開催することが合意された。

# 3.投資者保護基金の会合

今回の IOSCO 年次総会会期中に、投資者保護基金の第2回会合が、昨年のモントリオールにおける第1回会合に続き開催された。会合には、日本・米国・カナダ・中国・台湾の基金もしくは関係機関が参加し、マドフ事件やリーマン・ブラザーズの破綻後の各国における基金の対応、Lien条項の取り扱い等について情報・意見交換を行った。

#### 4. 今後のIOSCO 年次総会の予定

次回の IOSCO 年次総会は 2012 年 5 月 13 日 ~ 17 日に北京で、2013 年はルクセンブルグ、2014 年はリオデジャネイロで開催される予定である。

以上

# IOSCO及びSROCCの概要

# · I O S C O (International Organization of Securities Commissions: 証券監督者国際機構)

国際的な証券取引についての基準及び効果的な監視を確立すること等を目的に設立された国際組織。1974年に設立された米州証券監督者協会を母体とし、1980年代以降に欧州・アジア諸国の機関が加盟した。1986年のパリ総会において、現在のIOSCOという名称に改められた。我が国では、金融庁が普通会員として、証券取引等監視委員会、経済産業省及び農林水産省が準会員として、日本証券業協会、東京証券取引所、大阪証券取引所が協力会員として、それぞれ加盟している。

# ·SROCC (SRO Consultative Committee: 自主規制機関諮問委員会)

1989 年に設置され、IOSCOにおける各国の自主規制機関による意見・情報交換として機能している。同委員会では、現在、自主規制のモデルの検討、市場における問題の早期発見、規制機関のスタッフ研修等の課題に取り組んでいる。2006年6月以降、本協会が議長職を務めている。

#### ·IOSCOの組織

